

2 地方公共団体等における自主的取組み事例の選定

ここでは、取組み事例の選定にあたって、有識者からのヒアリングを参考としつつ、ベースとなる約 20 事例の検討や、収集対象に関する考え方の明確化を行う。

2.1 有識者へのヒアリング調査

沿岸域の総合的管理に関して知見のある、次の 5 名の有識者から、ヒアリング調査を行い、ベースとなる収集対象の選定や「収集対象に関する考え方」の整理、最終的な事例選定(10 事例)の考え方の参考とした。

協力をいただいた有識者（50 音順、敬称略）

- ・ 來生 新（放送大学教授、横浜国立大学名誉教授）
- ・ 清野 聡子（九州大学大学院准教授）
- ・ 寺島 紘士（海洋政策研究財団常務理事）
- ・ 松田 治（広島大学名誉教授）
- ・ 婁 小波（東京海洋大学教授）

対象事例の考え方として、例えば、次のような考慮すべき事項がヒアリング調査から挙げられる。

- ・ 総合的管理の「総合的」のなかで、人的交流と情報共有も重要である。
- ・ 事例集では、地方公共団体内でのステークホルダー間の調整を含められると良い。市町村や都道府県の、各得意分野を生かした連携が重要である。
- ・ 海外で行われている ICM の考え方を参考とすると良いだろう(PEMSEA 等)。「政策・戦略・計画」、「組織・制度設計」、「法律制度」が重要となる。
- ・ 条例や公的な枠組みの有無は興味深いものである。持続的な維持管理に重要である。
- ・ インフォーマルな地域ルールが成功の鍵になる場合もある。
- ・ 沿岸資源(漁業、レジャー等)や管理主体の性格を踏まえた整理が重要である。
- ・ 民間ベースの地域を越えた情報共有(サーファ等)が成功事例を広げる場合もある。

2.2 事例選定のベースとなる事例の収集

文献調査や有識者からの推薦を経て、取組み事例の選定のベースとなる 21 事例を表 2-1 のように選定した。ここで、参考とした文献・資料は次の通りである。

- ・「里海創生支援モデル事業」（平成 20～21 年度、環境省）
- ・「里海創生論」（柳哲雄著）
- ・「市民参加による浅場の順応的管理」（瀬戸雅文編）
- ・「里浜づくり活動モデル事業」（平成 17 年度、国土交通省）
- ・「沿岸域のワイズユースとルール化に関する研究」（沿岸域学会）
- ・「森川海の一体的な管理に関する調査研究報告書」（平成 21 年度、海洋政策研究財団）
- ・「漂流・漂着ゴミ対策に関する情報交換会資料」（平成 20 年度、環境省）

表 2-1 選定のベースとなる事例

番号	事例
[1]	知床世界自然遺産に係る「海域管理計画」取組み（北海道・知床）
[2]	「心と体をいやす海辺の空間整備事業」の取組み（青森県・旧大畑町）
[3]	「一宮の魅力ある海岸づくり会議」の取組み（千葉県・一宮町）
[4]	三番瀬再生に係る取組み（千葉県・三番瀬）
[5]	「大森ふるさとの浜辺公園」の取組み（東京都・大田区）
[6]	相模湾アーバンリゾートフェスティバル 1990 の取組み（神奈川県・相模湾）
[7]	下新川海岸における海岸侵食対策の取組み（富山県・下新川海岸）
[8]	七尾湾における里海創生の取組み（石川県・七尾湾）
[9]	英虞湾の「新しい里海づくり」の取組み（三重県・志摩市）
[10]	琴引浜の鳴き砂保全の取組み（京都府・旧網野町）
[11]	鳥取県における総合的土砂管理の取組み（鳥取県）
[12]	「やまぐちの豊かな流域づくり構想」の取組み（山口県・榎野川）
[13]	香川県沿岸におけるごみ対策の取組み（香川県）
[14]	「黒潮実感センター」の取組み（高知県・柏島）
[15]	博多湾エコパークゾーン整備の取組み（福岡県・博多湾）
[16]	中津干潟の保全の取組み（大分県・中津）
[17]	長崎県における漂流・漂着ごみ問題対策の取組み（長崎県）
[18]	奄美における赤土対策の取組み（鹿児島県・奄美地方）
[19]	恩納村における沿岸域の利用・保全ルールの取組み（沖縄県・恩納村）
[20]	宮古における海面利用ガイドライン策定の取組み（沖縄県・宮古島）
[21]	「白保魚湧く海保全協議会」の取組み（沖縄県・石垣島）

なお、ベースとなる 21 事例の検討にあたっては、海洋基本計画に記述されている次の内容が必ず複数の事例に含まれるよう考慮した。

- ・総合的な土砂管理に関連した事例
- ・赤土流出防止対策に関連した事例
- ・栄養塩類及び汚濁負荷の適正管理と循環の回復・促進に関連した事例
- ・漂流・漂着ゴミ対策に関連した事例
- ・自然に優しく利用しやすい海岸づくりに関連した事例
- ・沿岸域における利用調整に関連した事例

表 2-2 ベースとなる 21 事例の対象分野

番号	事例	土砂管理	赤土対策	水質管理	漂着ゴミ	海岸づくり	利用調整
[1]	知床世界自然遺産登録に係る「海域管理計画」取組み				○		○
[2]	「心と体をいやす海辺の空間整備事業」の取組み					○	
[3]	「一宮の魅力ある海岸づくり会議」の取組み	○				○	
[4]	三番瀬再生に係る取組み			○		○	
[5]	「大森ふるさとの浜辺公園」の取組み					○	
[6]	相模湾アーバンリゾートフェスティバル 1990 の取組み				○		○
[7]	下新川海岸における海岸侵食対策の取組み	○				○	
[8]	七尾湾における里海創生の取組み			○			
[9]	英虞湾の「新しい里海づくり」の取組み			○			
[10]	琴引浜の鳴き砂保全の取組み				○		
[11]	鳥取県における総合的土砂管理の取組み	○					
[12]	「やまぐちの豊かな流域づくり構想」の取組み			○			
[13]	香川県沿岸におけるごみ対策の取組み				○		
[14]	「黒潮実感センター」の取組み			○			○
[15]	博多湾エコパークゾーン整備の取組み			○		○	○
[16]	中津干潟の保全の取組み					○	
[17]	長崎県における漂流・漂着ごみ問題対策の取組み				○		
[18]	奄美における赤土対策の取組み		○				
[19]	恩納村における沿岸域の利用・保全ルール取組み						○
[20]	宮古における海面利用ガイドライン策定の取組み						○
[21]	「白保魚湧く海保全協議会」の取組み		○				○

*「土砂管理」：総合的な土砂管理に関連した事例、「赤土対策」：赤土流出防止対策に関連した事例、「水質管理」：栄養塩類及び汚濁負荷の適正管理と循環の回復・促進に関連した事例、「漂着ゴミ」：漂流・漂着ゴミ対策に関連した事例、「海岸づくり」：自然に優しく利用しやすい海岸づくりに関連した事例、「利用調整」：沿岸域における利用調整に関連した事例

2.3 収集対象に関する考え方

収集対象に関する考え方を整理するにあたって、平成 13 年に国土交通省で設置され望ましい沿岸に管理の在り方を検討した「沿岸域総合管理研究会」の提言(平成 15 年)や、東アジア域にて ICM を推進する PEMSEA の枠組みを参考とする。

「沿岸域総合管理研究会」の提言では、その 4 章にて 14 事例を評価した結果として次のような 6 項目の沿岸域管理の課題を整理している。

沿岸域総合研究会において 14 事例を評価して得られた共通の課題

●責任の所在が不明確であったのではないか

沿岸域においては、管理者が存在しない海域があるなど、管理体制が整っていない部分があり、問題が発生した場合、その処理責任主体が不明確になっている。

●施策の実施主体の連携が不足していたのではないか

各々の問題に対して、各施策実施主体が個々に対応してきたため、責任の所在が不明確になる部分が生じるなど、施策の効果を十分に発揮させることができなかった。

●地域住民や利用者との合意形成が十分ではなかったのではないか

事業の計画段階から工事实施に至る各段階において、地域住民や利用者等に対する説明や対話の不足により、地域住民等との十分な合意形成が図れないまま事業が実施された場合が見られた。

●広域的な影響の考慮が十分ではなかったのではないか

局部的な開発や構造物の設置が水質の悪化や海岸侵食に影響を与えたり、海砂利採取が環境の悪化や海岸侵食の一因になるなど、広域的な影響に十分な配慮がなされてこなかった。

●開発や防災を優先して環境への配慮が十分ではなかったのではないか

これまで実施してきた防災対策や臨海部の開発は、その必要性が明らかで一定の効果を上げており、環境への影響にも配慮してきたが、代償として失った自然海岸や干潟等の自然環境も多い。

●沿岸域における情報が不足していたのではないか

沿岸域における環境調査結果等の基礎的情報、生態系の特徴など環境の自然科学的な情報、水域の利用状況などの社会科学的情報が不足していたために、環境との調和が十分に図られてこなかった面がある。

(出典：「OPRF ニュースレター64号」)

また、PEMSEA では、図 2-1に示すような共通の枠組みにて検討が行われており、「政策・戦略・計画」「組織・制度設計」「法律制定」「情報・国民意識」「資金調達メカニズム」「能力開発」の 6 項目が、政策・機能の統合化や科学的・専門家の助言との連携のもとで重視されている。

このような課題の整理や枠組みは沿岸域管理の総合性の面からも重要と考えられるため、ここでは、これらとともに有識者へのヒアリングを踏まえて、事例収集に当たって必要となる総合性の考え方等を表 2-3に整理した。

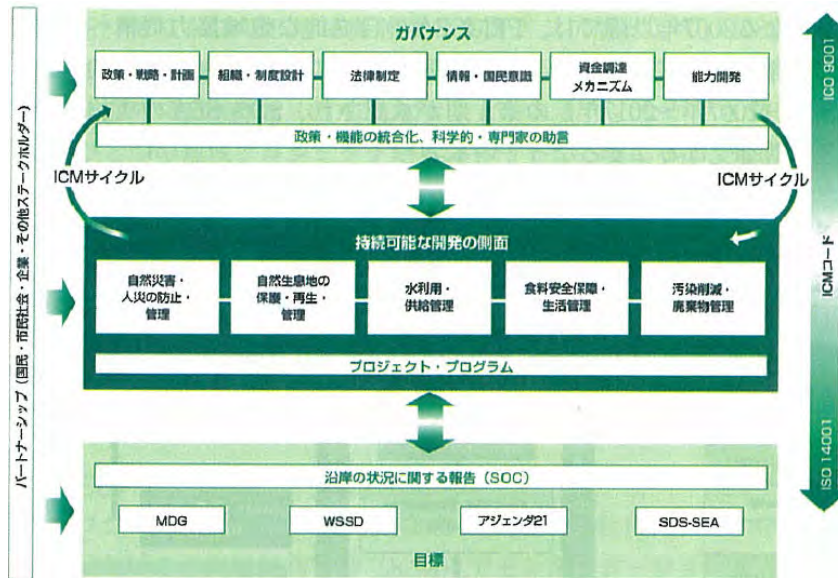


図 2-1 PEMSEA における沿岸域の持続可能な開発に向けた枠組み
(出典：「海洋白書 2009」)

表 2-3 取組み事例の収集対象の考え方

<p>「総合性」の考え方</p>	<p>「沿岸域総合管理研究会提言」(平成 15 年 3 月)の 4 章に示されている「沿岸域に関する取組みにおける課題と必要な対応」等を踏まえ以下の考え方を想定する。</p> <ul style="list-style-type: none"> 沿岸域管理の責任主体が明確化されていること (PEMSEA の「政策・戦略・計画」に対応) 地域特性を踏まえ、行政・研究者・地域住民・利用者・NPO 等の実施主体の連携が十分に行われていること (PEMSEA の「組織・制度設計」に対応) 計画から実施に至る各段階において地域住民や利用者等の対話が行われ、十分な合意形成が図られていること 科学的な知見等により広域的な影響まで多面的に考慮していること 地域が抱える複数の課題を相互に関連づけて対策を立案していること (開発や防災だけを優先せず、環境への配慮を行っていること) 社会科学的な情報や関係機関が保有する情報を共有できていること (PEMSEA の「情報・国民意識」に対応) 沿岸域管理の継続性が確保されていること (PEMSEA の「法律制定」「資金調達メカニズム」に対応)
<p>沿岸域の広がり の考え方</p>	<p>【沿岸域の範囲】 海洋基本計画による「海岸線を挟む陸域から海域に及ぶ区域」を踏襲する。</p>
<p>管理する対象や分野 の考え方</p>	<p>開発利用・環境保全だけではなく防災を含めた、あらゆる沿岸域の管理に係る分野を対象とする。また、対象となる資源として「漁業・養殖」「レジャー」「生態系保全」「海上交通・港湾」「防災」「砂浜・景観」といった分類を利用し、各事例の特徴の整理に利用する。</p>

2.4 事例選定のベースとなる事例の整理

表 2-3の整理に基づき、ベースとなる 21 事例の文献調査に基づく整理を行った。次ページ以降に整理結果を順に示していく。なお、整理においては、主に次の資料を参照した。

- ・「里海創生支援モデル事業」及び「里海ネット」（平成 20～21 年度、環境省）
- ・「里海創生論」（柳哲雄著）
- ・「市民参加による浅場の順応的管理」（瀬戸雅文偏）
- ・「里浜づくり活動モデル事業」（平成 17 年度、国土交通省）
- ・「沿岸域のワイズユースとルール化に関する研究」（沿岸域学会）
- ・「森川海の一体的な管理に関する調査研究報告書」（平成 21 年度、海洋政策研究財団）
- ・「漂流・漂着ゴミ対策に関する情報交換会資料」（平成 20 年度、環境省）
※この他に事例別に個別資料の参照がある場合には、整理のなかで記す。

[1]知床世界自然遺産に係る「海域管理計画」取組み（北海道・知床）

経緯	知床は海棲哺乳類を含めて海洋生物の多様性に富んだ海域であり、希少な海鳥類の生息地及び渡り鳥の渡来地としても重要である。一方、知床周辺は豊かな水産資源による漁業活動のほかレジャーも盛んな海域である。平成 17 年の世界自然遺産登録後、有識者や行政等から構成される科学委員会のもとに海域ワーキンググループが設置され、その助言を受けて平成 19 年に生態系保全と持続的な漁業との共存を目的とする「多利用型統合的 海域管理計画」を策定。漁業者による自主規制等の先駆的な沿岸域管理を目指す「知床方式」を実現した。
課題	<input type="checkbox"/> 土砂管理、 <input type="checkbox"/> 赤土対策、 <input type="checkbox"/> 水質管理、 <input checked="" type="checkbox"/> 漂着ゴミ、 <input type="checkbox"/> 海岸づくり、 <input checked="" type="checkbox"/> 利用調整
対象資源	<input checked="" type="checkbox"/> 漁業・養殖、 <input checked="" type="checkbox"/> レジャー、 <input checked="" type="checkbox"/> 生態系保全、 <input type="checkbox"/> 海上交通・港湾、 <input type="checkbox"/> 防災、 <input type="checkbox"/> 砂浜・景観の保全、 <input checked="" type="checkbox"/> その他（サケの遡上）
責任主体の明確化	海域ワーキンググループの助言のもと、政府と北海道が海域管理計画策定に責任をもつ体制
実施主体の連携	海域ワーキンググループは行政と有識者から構成されている。漁協との調整も行われており、関係機関の連携が行われている <input checked="" type="checkbox"/> 行政、 <input checked="" type="checkbox"/> 利用者、 <input checked="" type="checkbox"/> 科学者、 <input type="checkbox"/> 地元住民・NPO
対話による合意形成	海域ワーキンググループは合計 9 回開催されておりグループ内では十分な意見交換がなされている。また、有識者委員と漁業者の対話が知床ルールの実現に寄与した
科学的な知見の考慮	海域ワーキンググループには関連分野の我が国を代表する有識者が参加し、海域管理計画策定を主導。モニタリングを含むなど科学的に検証可能な計画となっている
複数課題の関連による立案	生態系保全のほか、レジャーの影響やサケの遡上対策など、多くの課題の解決を目指している
情報の共有	情報共有を意識した取組みが行われている。マスコミの注目も高く、結果として広く情報が共有された
管理の継続性	政府と北海道のもと 5 年毎に計画が改定されなど、行政の関与のもとで継続性が確保されている
備考	合計 9 回開催された海域ワーキンググループのプロセスそのものが総合的沿岸域管理に資すると考えられる
参考資料	科学委員会関連資料（知床データセンターより公開）



図 2-2 遺産地域内海域の範囲

(出典：「多利用型統合的・海域管理計画」)

知床関連機関の関係図

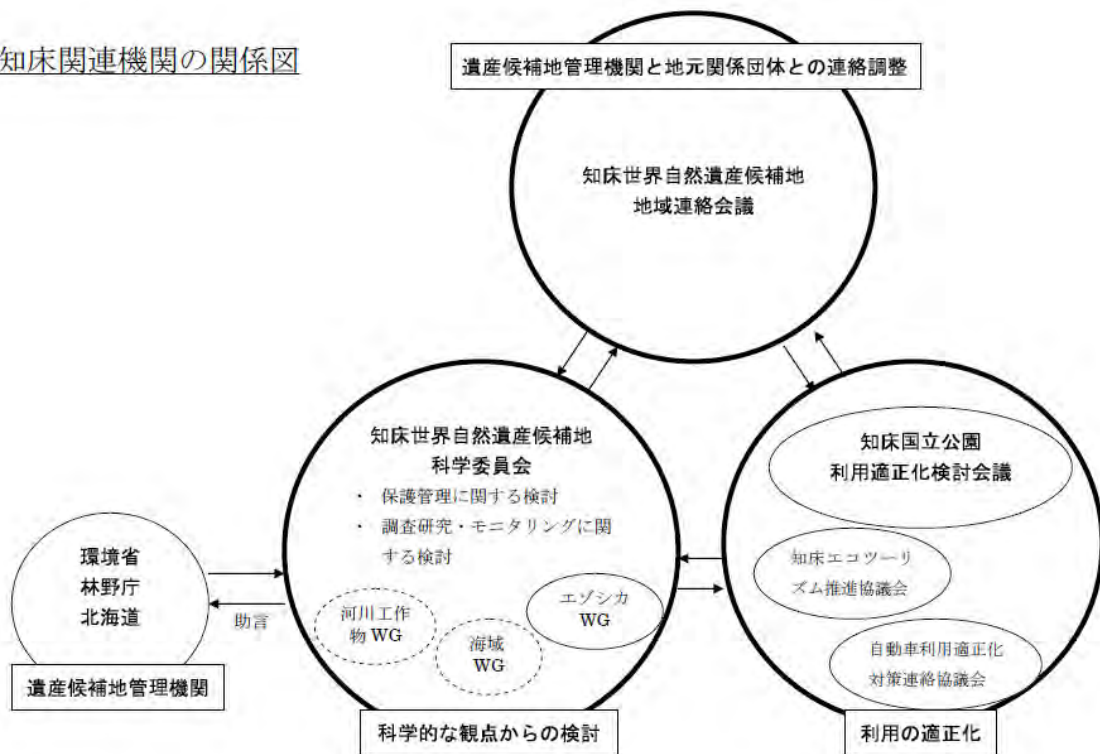


図 2-3 関連機関の関係

(出典：「第 8 回知床世界自然遺産候補地地域連絡会議」資料)

[2] 「心と体をいやす海辺の空間整備事業」の取組み（青森県・旧大畑町）

経緯	全国的にイカの町として知られる旧大畑町（現むつ市）にある木野部海岸は、下北半島の北辺中央部に位置している。平成6年9月の「イカの文化フォーラム」の開催をきっかけに、市民組織が「大畑原則」をまとめ、かつての豊かな磯浜の木野部海岸の復活を望む声があがった。それが県による「心と体をいやす海辺の空間整備事業」として、海岸法の改正後の合意形成型海岸事業としての試行例となった。合意形成は懇話会で進められ、平成15年8月に築磯（低天端幅広消波堤）という沿岸再生事業が完成した。現在はかつての豊穡な海の景観と住民の副収入となるほどの岩ノリ、アワビの収穫がある。実施された「柔らかい土木技術（近自然工法）」は、経年の地形の変化、波浪の減衰、生物の変化など、長期にわたるモニタリングが欠かせないが、NPO法人となった市民組織や地域住民による継続的調査活動が実施され、成果をあげている。
課題	<input type="checkbox"/> 土砂管理、 <input type="checkbox"/> 赤土対策、 <input type="checkbox"/> 水質管理、 <input type="checkbox"/> 漂着ゴミ、 <input checked="" type="checkbox"/> 海岸づくり、 <input type="checkbox"/> 利用調整
対象資源	<input checked="" type="checkbox"/> 漁業・養殖、 <input type="checkbox"/> レジャー、 <input checked="" type="checkbox"/> 生態系保全、 <input type="checkbox"/> 海上交通・港湾、 <input checked="" type="checkbox"/> 防災、 <input type="checkbox"/> 砂浜・景観の保全、 <input type="checkbox"/> その他（ ）
責任主体の明確化	平成11年県単事業による「心と体をいやす海辺の空間整備事業」で、県・土木事務所による事業である
実施主体の連携	地元活動グループ、NPO法人、地元漁協、土木事務所、町役場等が懇話会に参加し、幅広い連携が行われており当時としては先進性がある <input checked="" type="checkbox"/> 行政、 <input checked="" type="checkbox"/> 利用者、 <input checked="" type="checkbox"/> 科学者、 <input checked="" type="checkbox"/> 地元住民・NPO
対話による合意形成	平成11年懇話会が設置され、地元住民、NPO、専門家、行政と幅広い委員により、「大畑原則」に基づく合意形成が行われた
科学的な知見の考慮	「イカの文化フォーラム」開催からの専門家との交流が続き、専門家の多様化により科学的知見が行われている
複数課題の関連による立案	磯浜海岸の復元による地域環境の再生、防災、体験型環境教育等複数の課題に関連した取組みを目指している
情報の共有	フォーラムや研修会、学習会の開催等、幅広く情報共有に努めた
管理の継続性	整備事業そのものは継続性はないが、平成13年「青森県ふるさとの森川海の保全および創造に関する条例」制定で規定された「環境守人」制度により、地域住民の調査活動等の継続性が確保されている
備考	この事業は地域住民の発案で、専門家、担当行政の合意形成にて実施され、その後県条例の制定、地域住民の調査活動を沿岸管理に活かすなど、改正海岸法の趣旨に沿う
参考資料	



図 2-4 「心と体をいやす海辺の空間整備事業」の経緯

(出典：「さとはまネット」資料)

[3] 「一宮の魅力ある海岸づくり会議」の取組み（千葉県・一宮町）

経緯	千葉県九十九里浜の南端に位置する一宮海岸は、昭和 40 年代半ばまでは 100m 前後の広い砂浜を形成していたが、昭和 40 年代後半から約 10 年間で砂浜が 20～70m も後退した。県は昭和 63 年度からヘッドランド（人工岬）工法による侵食対策を進めてきており、平成 12 年の改正「海岸法」施行に伴い策定された、県の海岸保全基本計画においても、同工法による対策が踏襲された。一方、海岸利用者等から同工法による対策効果に疑問が示されて、「一宮の海岸環境を考える会」が発足した。同会は平成 22 年 2 月に、神奈川県茅ヶ崎市の活動等をモデルとして、関連する諸方面の代表者で構成される常設協議体を設置し、一宮町の海岸保全に関する全ての事項は、その協議を経て住民とコンセンサスを図り、実施してゆくことを求める要望書を国土交通大臣・千葉県知事・一宮町長宛に提出した。これを受けて、「一宮の魅力ある海岸づくり会議」が設置され平成 22 年 6 月から 3 回が開催され、侵食対策工事の見直しが検討されている。
課題	■土砂管理、□赤土対策、□水質管理、□漂着ゴミ、■海岸づくり、□利用調整
対象資源	■漁業・養殖、■レジャー、□生態系保全、□海上交通・港湾、■防災、■砂浜・景観の保全、□その他（ ）
責任主体の明確化	官民協働の協議体が設置され、県も協力して推進されている。県と町の得意分野を生かした連携が特徴的である
実施主体の連携	県、町、専門家、地域自治会代表、漁業関係者、観光関係者、住民団体など、関連諸方面の代表をメンバーとする協議体を設置 ■行政、■利用者、■科学者、■地元住民・NPO
対話による合意形成	一宮町の海岸保全に関する全ての事項は、その協議を経て住民とコンセンサスを図り、実施してゆくことが求められている
科学的な知見の考慮	協議会の副委員長には財団法人土木研究センターの専門家が就任し、サーファーの意見も考慮した構造物設計の検討が行われている
複数課題の関連による立案	海岸侵食対策だけでなく漁業・レジャーなどの複数課題が関連した取組みである
情報の共有	情報共有を意識した取組みが行われている
管理の継続性	協議体の運営は、県も協力して推進されている
備考	県と町の連携による取組みとして各役割分担まで示せば有用である。ただし、現在進行中の取組みであり成果は限定的となる可能性がある
参考資料	「千葉県沿岸海岸保全基本計画」、「一宮の魅力ある海岸づくり会議」資料

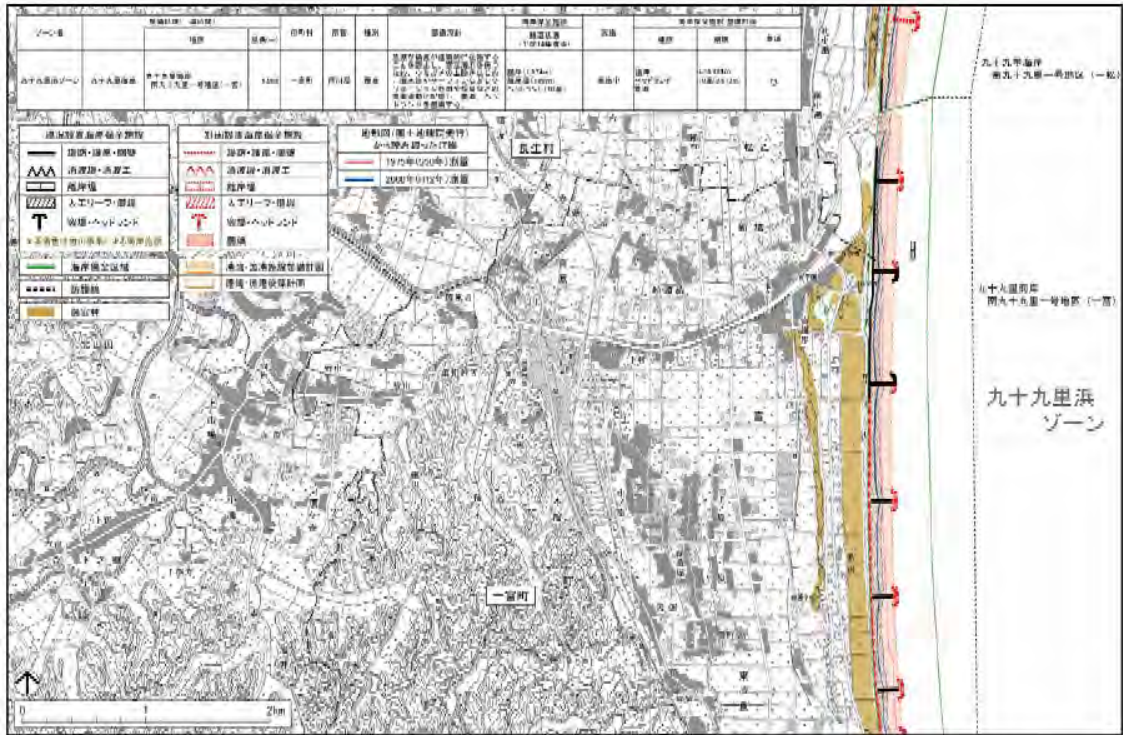


図-4-2(11) 施設整備計画(九十九里浜ゾーン)

図 2-5 千葉東沿岸海岸保全基本計画(施設整備計画図)

(出典：千葉県のホームページ)



図 2-6 千葉東沿岸海岸保全基本計画(標砂管理)

(出典：千葉県のホームページ)

[4]三番瀬再生に係る取組み（千葉県・三番瀬）

経緯	三番瀬は東京湾奥の江戸川河口域に位置し、江戸時代以降、漁村・港町として発展してきた。戦後の都市化等により周辺環境が大きく変化し、三番瀬は東京湾に残された干潟・浅海域となった。平成4年から740ヘクタールの埋立が計画されたが、その後の埋立反対の署名運動等の展開を踏まえて計画を101ヘクタールに縮小する案が公表された。平成13年の堂本知事(当時)の当選にともなう白紙撤回を受けて、三番瀬の保全と再生を目指して新たな計画策定が行われ、平成14年に三番瀬円卓会議が設定された。円卓会議の2年間の議論を経て、三番瀬再生計画案が知事に提出され、県による計画策定やパブリックコメント等を経て平成18年に基本計画が策定された。この基本計画に基づいて具体的な事業計画を策定し、千葉県では三番瀬の再生に取り組んでいる。
課題	<input type="checkbox"/> 土砂管理、 <input type="checkbox"/> 赤土対策、 <input checked="" type="checkbox"/> 水質管理、 <input type="checkbox"/> 漂着ゴミ、 <input checked="" type="checkbox"/> 海岸づくり、 <input type="checkbox"/> 利用調整
対象資源	<input type="checkbox"/> 漁業・養殖、 <input type="checkbox"/> レジャー、 <input checked="" type="checkbox"/> 生態系保全、 <input type="checkbox"/> 海上交通・港湾、 <input type="checkbox"/> 防災、 <input checked="" type="checkbox"/> 砂浜・景観の保全、 <input type="checkbox"/> その他（ ）
責任主体の明確化	千葉県の基本計画によるものであり、責任主体は明確化されている
実施主体の連携	行政、県民、地域住民、漁業者、NPO等の様々な主体による連携が行われる体制となっている <input checked="" type="checkbox"/> 行政、 <input checked="" type="checkbox"/> 利用者、 <input checked="" type="checkbox"/> 科学者、 <input checked="" type="checkbox"/> 地元住民・NPO
対話による合意形成	円卓会議の活用やパブリックコメントの活用等、十分な努力が行われている。しかし、関係者が多様であるため合意形成に苦労が見られる
科学的な知見の考慮	科学者の知見を取り入れる仕組みとなっている
複数課題の関連による立案	基本計画は、三番瀬の再生や漁業のほか、環境教育等の幅広い内容を含む計画となっている
情報の共有	パブリックコメント等を含め、情報共有に力を入れられた
管理の継続性	行政による取組みであり、基本計画を5年毎に更新するなど継続性が確保されている
備考	対話による合意形成に向けて十分な努力が行われている。しかし、関係者が多様であり、いくつかの課題も指摘されている。今後の教訓として課題を整理することは有用と考えられる
参考資料	三番瀬再生計画「基本計画」



図 2-7 三番瀬再生のイメージ

(出典：三番瀬再生計画「基本計画」)

[5]大森ふるさとの浜辺公園の取組み

経緯	「大森ふるさとの浜辺公園」は京浜運河に面した埋立地に囲まれた場所に位置し、埋立による漁業権の放棄により、昭和 38 年に海苔生産の歴史を閉じるまでは、海苔づくりの盛んな場所であった。公園が整備されることとなる場所は、昭和 56 年当時は下水処理施設を建設する計画であったが、周辺住民などの反対意見により計画が保留となった。その後、平成 5 年に見直し計画案が行われ、平成 12 年に公園の基盤部分の整備に着手された(平成 16 年基盤完成)。大田区では平成 14 年に「大森ふるさとの浜辺を考える会」を発足させ、一般公募も含めた約 55 名の体制にて公園計画の検討を行いなどし、周辺海岸の原風景復元を目指した計画が策定された。
課題	<input type="checkbox"/> 土砂管理、 <input type="checkbox"/> 赤土対策、 <input type="checkbox"/> 水質管理、 <input type="checkbox"/> 漂着ゴミ、 <input checked="" type="checkbox"/> 海岸づくり、 <input type="checkbox"/> 利用調整
対象資源	<input type="checkbox"/> 漁業・養殖、 <input checked="" type="checkbox"/> レジャー、 <input type="checkbox"/> 生態系保全、 <input type="checkbox"/> 海上交通、 <input type="checkbox"/> 防災、 <input type="checkbox"/> 砂浜・景観の保全、 <input type="checkbox"/> その他 ()
責任主体の明確化	大田区の公園整備事業として行われ、公園完成後も大田区が公園管理責任者となっている
実施主体の連携	行政を主体とし、区報による公募も含めた地元住民による関係者間の連携が行われた。区民と行政が同じテーブルで議論した <input checked="" type="checkbox"/> 行政、 <input type="checkbox"/> 利用者、 <input type="checkbox"/> 科学者、 <input checked="" type="checkbox"/> 地元住民・NPO
対話による合意形成	ワークショップ形式が採用され、濃密な地元住民による議論を経て、合意形成が行われた
科学的な知見の考慮	大学等による環境学習に活用されているが、科学的な知見の活用は重視されていない
複数課題の関連による立案	漁業権が放棄された海域における、地元住民が利用するための公園を整備する取組みである
情報の共有	ワークショップ形式による合意形成後も、現地説明会や植樹イベント等もまじえた頻繁な説明会・報告会により、情報共有が行われている
管理の継続性	大田区による通常の都市公園管理業務をのものと、地元ボランティアによる管理が行われており、高い継続性がある
備考	民間コンサルタントも活用したワークショップによる合意形成のプロセスが、他地域も含めた住民参加の合意形成に役立つ可能性がある。また、都内としては珍しく昔ながらの人の繋がりが維持されている地域特性が、維持管理の継続性に資する可能性がある
参考資料	大田区のホームページ

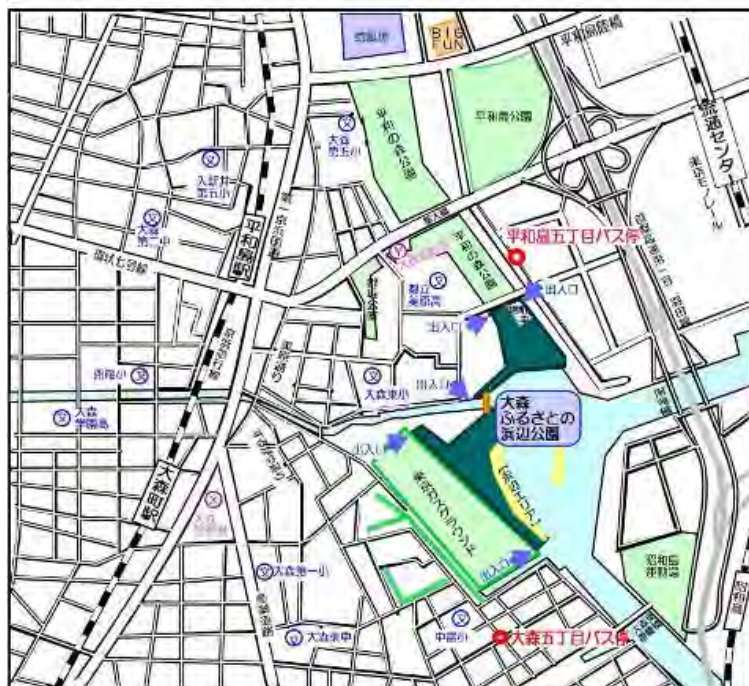


図 2-8 大森ふるさとの浜辺公園の周辺地図

(出典：大田区のホームページ)

【施設概要】

- ◆公園面積 12.5ha
(水産も含む)
- ◆人工砂浜 (約400m)
- ◆人工干潟 1.0ha
- ◆釣場 0.2ha
- ◆ふるさとの広場 1.4ha
- ◆海辺の自然広場 2.4ha
- ◆駐車場 38台
- ◆自転車園地 120台
- ◆その他、浜辺橋、バーゴラ、トイレなど

大森ふるさとの浜辺公園利用案内

砂浜のある浜辺エリアは、夜間閉鎖します。

*利用時間は、

春：3月16日～6月15日	6：00から19：30
夏：6月16日～9月15日	6：00から21：00
秋：9月16日～12月15日	6：00から19：30
冬：12月16日～3月15日	6：00から18：00

遊泳禁止、たき火や花火などの火気禁止、砂浜へのペットの連れ込み禁止、犬のフンの始末やゴミの持ち帰りにご注意ください。地元の皆さんや小学生が清掃のボランティアで公園を守っています。

交通案内

京急平和島駅から徒歩15分、京急大森駅から徒歩12分
 東京モノレール浜通センター駅から徒歩15分
 JR大森駅から平和島駅まで平和島五丁目下車徒歩3分
 JR大森駅からJR池田駅から大森東五丁目行き徒歩4分
 ◆駐車場がないため公共交通機関をご利用ください。

図 2-9 大森ふるさとの浜辺公園の利用案内

(出典：大田区のホームページ)

[6]相模湾アーバンリゾート・フェスティバル 1990 の取組み(神奈川県・相模湾)

経緯	平成2年に神奈川県と相模湾沿岸13市町、民間団体・企業等が共同で財団を設立し、「人と海の共生」の仕組みを考え、試みることを目的とし、相模湾沿岸の各所で海の総合イベントとして開催された。 イベント閉幕後、県やイベントに参加した地方公共団体、団体、企業等が中心となって、(社)相模湾アーバンリゾート・フェスティバル1990協会が設立され、平成11年3月末に解散するまでに、当時急増していたマリレジャー愛好者同士や漁業者との問題を予防する海・浜の利用調整ルールづくり支援事業や、ライフセービング支援事業、マリレジャーVHF海岸局運営事業等が推進されてきた。この間に編集された「海のルールブック」は、県内沿岸の地方公共団体に引き継がれ、海岸地域の安全確保や適切な利用促進に大きく貢献し、今日でも有効に活用されるとともに、県外でのルール作りにも影響を与えている。
課題	<input type="checkbox"/> 土砂管理、 <input type="checkbox"/> 赤土対策、 <input type="checkbox"/> 水質管理、 <input checked="" type="checkbox"/> 漂着ゴミ、 <input type="checkbox"/> 海岸づくり、 <input checked="" type="checkbox"/> 利用調整
対象資源	<input checked="" type="checkbox"/> 漁業・養殖、 <input checked="" type="checkbox"/> レジャー、 <input type="checkbox"/> 生態系保全、 <input type="checkbox"/> 海上交通・港湾、 <input type="checkbox"/> 防災、 <input type="checkbox"/> 砂浜・景観の保全、 <input type="checkbox"/> その他()
責任主体の明確化	利害関係者の検討に基づき、県内沿岸の地方公共団体が海・浜の利用調整ルールを作成している
実施主体の連携	海・浜の利用調整ルール策定では、県内沿岸の地方公共団体が、市民(公募)、行政(海上保安署、警察、消防等を含む)、事業者、関係機関(関連漁協、各レジャーNPO、安全NPO等)で検討委員会を組織している <input checked="" type="checkbox"/> 行政、 <input checked="" type="checkbox"/> 利用者、 <input type="checkbox"/> 科学者、 <input checked="" type="checkbox"/> 一般住民
対話による合意形成	検討委員会はルール案を策定しパブコメを経て、首長にルール案を報告、これを踏まえて地方公共団体がルールを作成している
科学的な知見の考慮	明確な科学的な知見の考慮は見られない
複数課題の関連による立案	レジャー愛好者同士、レジャーと漁業者、近隣住民、海水浴客、レジャー事業者など様々な利害の調整に有効に機能している
情報の共有	ルール検討を通じて情報共有を意識し、ルールブック編集等の取組みが行われている
管理の継続性	ルールの検討方式は踏襲されながら、地方公共団体に継承されている
備考	海洋性レジャーに係るルール策定の先駆けであり、成功事例として県外にも影響を与えている
参考資料	「さがみ湾文化ネットワーク構想」(神奈川県)

藤沢 FUJISAWA

うみ はま 海・浜のルール

海水浴期間のルール

海水浴期間：7月1日～8月31日

片瀬海水浴場 (7月1日～8月31日)

片瀬海水浴場 (7月1日～8月31日)

片瀬海水浴場 (7月1日～8月31日)

片瀬海水浴場 (7月1日～8月31日)

片瀬海水浴場 (7月1日～8月31日)

このルールに違反すると罰則を科せられることがあります

このルールに違反すると罰則を科せられることがあります

このルールに違反すると罰則を科せられることがあります

注意！ [CAUTION]

事故防止のため屋敷の通船には近づかないようにしましょう

定置網の高田は保護区域となっていますので近づかないでください

事故防止のためカメなどの養殖場には近づかないでください

オフショア(北風)の強い時や大波の時は沖に流されないように注意しましょう

海岸で遊んだりスポーツなどの練習をする時は周りに十分注意しましょう

トビが糞へ物を置いているので注意しましょう エサを多量にあげないでください

砂浜に「地虫網捕獲中」の古い旗が立った時は潮や網に近づかないようにしましょう

しない [DON'T]

- 飲酒やタバコを公共の場で飲用・喫煙しない
- ゴミ、紙屑、空き缶、ペットの糞などを捨てない
- 他人の私有地や畑、農地などを踏み入らない
- 他人の私有地や畑、農地などを踏み入らない
- 他人の私有地や畑、農地などを踏み入らない

まもる [KEEP]

- ライフセーバーの注意を守りましょう
- ゴミ(食べかす・花火・タバコの吸い殻等)は必ず持ち帰ります

届出・協議 [REPORT-CONFERENCE]

JCC 消防 警察 海上保安庁

必ずライフセーバーへ出船・乗船の申告をしましょう

図 2-10 藤沢 fujisawa 海・浜のルール (出典：藤沢市のホームページ)

[7]下新川海岸における海岸侵食対策の取組み（富山県・下新川海岸）

経緯	<p>下新川海岸は富山県の黒部市・入善町・朝日町にまたがる約 28km の海岸である。冬期風浪等の影響による侵食が著しい海岸であり、近年においても稀少な砂浜が喪失する危機にある。建設省(当時)では、1960 年度から直轄海岸工事(直轄海岸保全区域は 17.2km)に着手し、離岸堤や人工リーフ整備等による波浪低減や河川からの供給土砂捕捉により、地域計画と一体となった海岸整備を進めている。</p> <p>一方、黒部川では出し平ダムと宇奈月ダムで連携排砂が実施され、国土交通省北陸地方整備局黒部河川事務所のもとで、総合土砂管理を推進している。特に毎年の連携排砂計画では、周辺の 1 市 2 町の首長のほか関係行政機関の代表者が出席する黒部川土砂管理協議会が開催され、協議・調整が行われている。</p>
課題	<p>■土砂管理、□赤土対策、□水質管理、□漂着ゴミ、■海岸づくり、□利用調整</p>
対象資源	<p>■漁業・養殖、□レジャー、□生態系保全、□海上交通・港湾、■防災、■砂浜・景観の保全、■その他（砂浜保全）</p>
責任主体の明確化	<p>黒部川の連携排砂及び直轄海岸の海岸整備は、黒部河川事務所にて行われている</p>
実施主体の連携	<p>関係する行政機関の連携が行われているが、地元住民等との連携は限定的である</p> <p>■行政、■利用者、□科学者、□地元住民・NPO</p>
対話による合意形成	<p>毎年の連携排砂計画では、漁協等への事前説明・意見聴取が行われるなど、一定の対話の努力がなされている</p>
科学的な知見の考慮	<p>継続的な調査が行われるなど、科学的な知見を背景とした取組みが行われている</p>
複数課題の関連による立案	<p>土砂管理のほか高潮等の防災対策も考慮した取組みである</p>
情報の共有	<p>協議会資料や調査結果の公開を積極的に行い、様々な主体が参照・利用できるようにしている</p>
管理の継続性	<p>黒部河川事務所による継続性のある取組みである</p>
備考	<p>多くの調査データを公開し、様々な主体が参照・利用できるようにしているなど、これからの土砂管理に資する先進的な取組みを行っている。</p>
参考資料	<p>黒部河川事務所のホームページ</p>

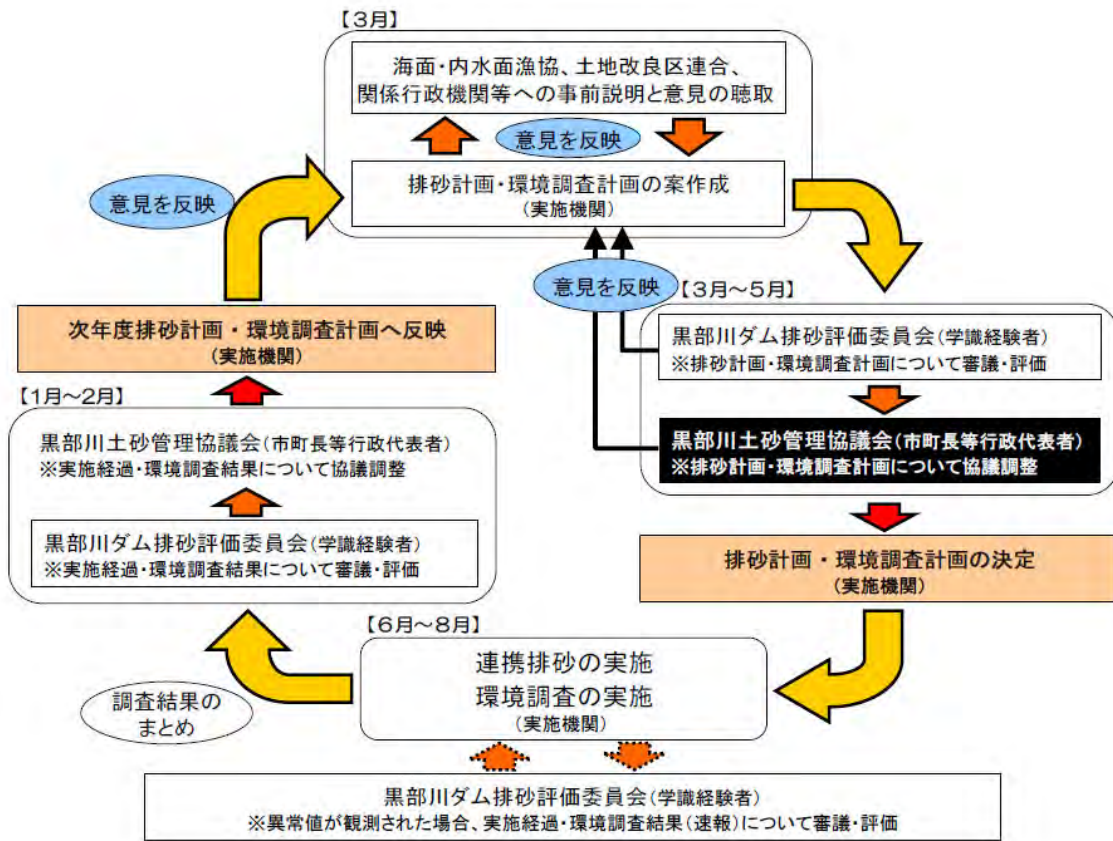


図 2-11 連携排砂実施のながれ

(出典：黒部河川事務所のホームページ)

[8]七尾湾における里海創生の取組み（石川県・七尾湾）

経緯	<p>七尾湾は、石川県の能登半島に位置する湾である。大正時代から七尾西湾にてカキ養殖が行われるなど、豊かな漁業生産が続けられてきた。また、七尾湾のアマモ場は魚類の産卵場所や稚魚の生育場所としての役割を担ってきた。しかし、近年は漁獲量が減少し低迷が続いており、一因として富栄養化の進行や山林の荒廃等が指摘されている。</p> <p>石川県が実施主体となり、環境省の里海創生支援モデル事業を活用して、七尾湾を豊かで美しい里海として創生するための「七尾湾里海創生プロジェクト」を平成20年度に発足させた。2年間のプロジェクト期間中は、七尾湾里海創生プロジェクト運営委員会のもとモデル事業の推進が行われた。石川県では、これらの成果も踏まえ「生物多様性戦略ビジョン」の策定が行われている。</p>
課題	<input type="checkbox"/> 土砂管理、 <input type="checkbox"/> 赤土対策、 <input checked="" type="checkbox"/> 水質管理、 <input type="checkbox"/> 漂着ゴミ、 <input type="checkbox"/> 海岸づくり、 <input type="checkbox"/> 利用調整
対象資源	<input checked="" type="checkbox"/> 漁業・養殖、 <input type="checkbox"/> レジャー、 <input checked="" type="checkbox"/> 生態系保全、 <input type="checkbox"/> 海上交通・港湾、 <input type="checkbox"/> 防災、 <input type="checkbox"/> 砂浜・景観の保全、 <input type="checkbox"/> その他（ ）
責任主体の明確化	石川県が実施主体となり、運営委員会を設置して2年間の里海創生プロジェクトが実施された
実施主体の連携	<p>七尾市や穴水町のほか、大学・研究機関・地元事業者・漁業者が運営委員会に参画。特に国連大学高等研究所を中心とした科学者との連携が特徴的である</p> <p><input checked="" type="checkbox"/>行政、<input checked="" type="checkbox"/>利用者、<input checked="" type="checkbox"/>科学者、<input type="checkbox"/>地元住民・NPO</p>
対話による合意形成	2年間のモデル事業であり、合意形成の要素は比較的小さい
科学的な知見の考慮	金沢大学や国連大学高等研究所の関与もと、関連分野における代表する科学者が参画した取組みが行われた
複数課題の関連による立案	沿岸環境と漁業生産のほかに流域圏の課題などを含む
情報の共有	里海シンポジウムや国際ワークショップを開催するなど、国連大学高等研究所等とともに情報発信に力を入れた
管理の継続性	期限のあるモデル事業であり、継続性が課題である
備考	科学的知見に基づいて流域圏を考慮した検討が行われており、沿岸域管理と科学との関わり方について有用な示唆が得られると考えられる
参考資料	「国際里海ワークショップ」(2010年12月)の資料、環境省「里海ネット」



図 2-12 七尾湾里海創生プロジェクトの概要紹介ホームページ

(出典：環境省「里海ネット」)